

退職後に働いている場合の 年金について

～“再任用制度”と“年金”の関係とは？～

年金の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられているため、
定年退職後も再任用等で仕事を続けられる方が増えています。
では、再任用中に年金の受給権が発生した場合、
年金の支給はどうなるのでしょうか？



再任用と年金との関係

① フルタイム勤務

老齢厚生年金

在職中は、年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）を合算した額により、
老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

退職共済年金 (経過の職域加算額)

在職中は、賃金の額にかかわらず全額支給停止となります。

② 短時間勤務（厚生年金保険に加入する場合）※短期組合員の方はこちらに該当します。

老齢厚生年金

在職中は、年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）を合算した額により、
老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

退職共済年金 (経過の職域加算額)

在職中でも、賃金の額にかかわらず全額支給されます。

③ 短時間勤務（厚生年金保険の適用外の場合）

老齢厚生年金、退職共済年金（経過の職域加算額）ともに全額支給されます。

年金と賃金の関係

年金と賃金の合計額が50万円を超えるとき、年金の一部または
全部が支給停止されます。

支給停止額（月額）＝

$$\{(年金^{*1} + 賃金^{*2}) - 支給停止基準額(50万円)^{*3}\} \times 1/2$$

※1 年金（基本月額）…………… 老齢厚生年金額×1/12
※複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、
それぞれの年金額を合算します。
(加給年金額は含みません。)

※2 賃金（総報酬月額相当額）… 標準報酬月額＋過去1年間の標準賞与額の合計額×1/12

※3 令和6年度の額であり、年度毎に変更となることがあります。



長期加入者の特例と障害者の特例による加算との関係

特別支給の老齢厚生年金の受給者で、以下のどちらかの特例に該当する方は、65歳に達するまで老齢厚生年金に「定額部分（国民年金の老齢基礎年金に相当）」と「加給年金額（一定の要件を満たす配偶者や子がいる場合）」が加算されます。

ただし、厚生年金の被保険者として働いている場合は、この特例による加算を受けることができなくなりますのでご注意ください。

長期加入者の特例に該当する方

- 昭和36年4月1日以前の生まれの一般組合員の方、または昭和42年4月1日以前の生まれの特定消防組合員の方（退職時の最終階級が消防司令長以上の方は一般組合員となります。）
- 公務員として厚生年金保険に加入した期間が44年以上の方（短期組合員期間を除く）



障害の状態については
こちら

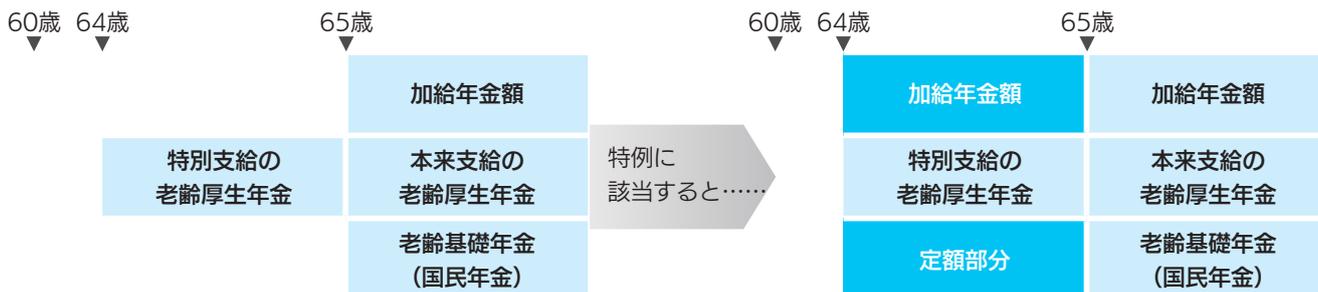


障害者の特例に該当する方

- 年金制度上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある方（障害の状態については当組合のホームページの「障害等級のめやす」をご参照ください。）

● 特例の支給イメージ

一般組合員で、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合



お問い合わせ先

年金課 TEL 029-301-1414

茨城県市町村職員年金者連盟からのご案内

「茨城県市町村職員年金者連盟」は、茨城県内の市町村および一部事務組合を退職された方や年金者連盟の趣旨に賛同いただいた概ね55歳以上の組合員の方が会員となり、年金制度の堅持と医療・介護保険制度の改善に係る運動のほか、会員相互の親睦を深めることを目的として様々な活動を行っています。

● 加入すると次のような特典があります ●

1. 大洗鷗松亭に宿泊される場合、本人と同伴の配偶者に共済組合から**宿泊利用助成券（1人につき6,500円）**が発行されます。さらに、平日料金日に利用される場合は年金者連盟から1人につき**1,500円の助成券**を発行します。
2. 会員の方が参加できる「ゴルフ大会」、「グラウンド・ゴルフ大会」、「囲碁・将棋大会」を開催しています。

● 年会費について

1. 退職の年金受給者 年金額×3/1000（上限額6,000円）
2. 遺族の年金受給者 年金額×1/1000（上限額2,000円）
3. 賛助会員（年金受給開始前の方） 2,000円（定額）

● 加入方法について

加入申込書をご自宅宛てに郵送しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

茨城県市町村職員年金者連盟 TEL 029-301-1230